外国の国際運転免許証で日本を運転する際の

確認ポイント｜運転前に、次の5項目を確認してください。

国際運転免許証を持っているだけでは、
日本で運転できるとは限りません。

1　発給国を確認する

表紙の発給国名を、2ページ目の国・地域一覧と照合します。
一覧にある国でも、日本では使えない様式の免許証を発給する場合があります。

2　免許証の様式を確認する

ジュネーブ条約の附属書9または附属書10の様式に合っているか確認します。
ウィーン条約など、別の条約に基づく様式では日本で運転できません。

3　有効期間と日本への上陸日を確認する

原資料では、附属書10の様式の有効期間は、表紙の発給年月日から1年間です。
補足：日本で運転できるのは「免許証の有効期間」と「上陸日から1年間」の短い方。住民基本台帳に記録されている方は、3か月未満の出国後に再上陸しても、運転可能期間は新たに始まりません。

4　運転できる車種（A～E）を確認する

シールやスタンプがある区分を確認してください。

A	自動二輪車・原動機付自転車（原付）
B	普通自動車。ただし、乗用車は乗車定員9人以下、貨物車は許容最大重量（車両重量＋最大積載量）3.5トン以下に限ります。
C	大型貨物自動車・Bに含まれない普通貨物自動車
D	大型乗用自動車・Bに含まれない普通乗用自動車
E	重量被牽引車（牽引される車両）を牽引する自動車

・A～Eのいずれかにシール・スタンプがあれば、小型特殊自動車と原付も運転できます。
・二種免許が必要な旅客運送の運転はできません。

5　写真と本人を照合する

パスポート・在留カードなどで、氏名・写真と所持者が一致するか確認します。写真の刻印・割印や、貼り替えの形跡も確認してください。
原資料の補足：身分証明書を持たず、特別永住者であると申し出た場合は、特別永住者証明書の提示を求めることも検討します。特別永住者証明書には携帯義務はありませんが提示義務があり、在留カードには携帯・提示義務があります。

出典：添付原資料「国際免許証を見るポイント」。上陸日・3か月ルールは警視庁の案内で補足。
警視庁「外国で取得した国際運転免許証で日本国内を運転するには」

ジュネーブ条約締約国等一覧

原資料の国・地域名を掲載｜各列を上から下へお読みください。

ジュネーブ条約締約国（原資料掲載：101か国）

アイスランド	コートジボワール	トリニダード・トバゴ	ベルギー
アイルランド	コンゴ	トルコ	ボツワナ
アメリカ合衆国	コンゴ民主共和国	ナイジェリア	ポーランド
アラブ首長国連邦	サンマリノ	ナミビア	ポルトガル
アルジェリア	シエラレオネ	ニジェール	マダガスカル
アルゼンチン	ジャマイカ	日本	マラウイ
アルバニア	ジョージア	ニュージーランド	マリ
イスラエル	シリア	ノルウェー	マルタ
イタリア	シンガポール	ハイチ	マレーシア
インド	ジンバブエ	バチカン	南アフリカ
ウガンダ	スウェーデン	パプアニューギニア	モナコ
英国	スペイン	パラグアイ	モロッコ
エクアドル	スリランカ	バルバドス	モンテネグロ
エジプト	スロバキア	バーレーン	ヨルダン
エストニア共和国	スロベニア	ハンガリー	ラオス人民民主共和国
オーストラリア	セネガル	バングラデシュ	リトアニア
オーストリア	セルビア	フィジー	リヒテンシュタイン
オランダ	タイ	フィリピン	ルクセンブルク
ガーナ	大韓民国	フィンランド	ルーマニア
カナダ	チェコ共和国	フランス	ルワンダ
カンボジア	中央アフリカ共和国	ブルガリア	レソト
キプロス	チュニジア	ブルキナファソ	レバノン
キューバ	チリ	ブルネイ	ロシア連邦
ギリシャ	デンマーク	ベナン	
グアテマラ	トーゴ	ベネズエラ	
クロアチア	ドミニカ共和国	ペルー	

特別行政区等（原資料掲載：6地域）

ガーンジー ／ ジブラルタル ／ ジャージー
香港 ／ マカオ ／ マン島

留意事項｜国名だけで運転の可否を判断しない

① 一覧の国でも、他の条約の様式で発給された国際免許証は日本では使えません。
② 原資料は、次の国について条約上の権利義務を継承する正式手続が未完了のため締約国と認められていないとし、免許証を確認した場合は運転免許課への照会を求めています。

旧ソビエト連邦：エストニア、ラトビア、カザフスタン、ウズベキスタン、トルクメニスタン、タジキスタン、アルメニア、アゼルバイジャン、ウクライナ、ベラルーシ、モルドバ
旧ユーゴスラビア：ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、マケドニア

※エストニア・クロアチアは上の一覧にも記載されています。原資料の両記載を残しているため、実際の取扱いは都道府県警察の運転免許窓口に確認してください。